



概要版

# 札幌市障害者保健福祉計画

～施設から地域へ～

平成15年3月  
札幌市

## 策定の趣旨

札幌市では平成7年5月に身体障害、知的障害を対象とした「札幌市障害者福祉計画」を、平成10年6月に「札幌市精神障害者保健福祉計画」を策定し、「完全参加と平等」を目標に各種事業の展開を図ってきました。このような中、福祉を取り巻く環境は、社会環境の変化やニーズの多様化などにより大きく変化してきています。平成12年に、「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、障害福祉についても、平成15年度から利用者自らがサービスを選択できる「自己選択」、「自己決定」を尊重する「支援費制度」が導入されます。

少子高齢化が進む中、厳しい財政状況が続いており、国では経済・財政の構造改革が叫ばれ、今後、本格的な地方分権が進められます。本市においても、このような社会環境の変化により、今後、市民・事業者・行政など札幌市の構成員みんなが、手を携え役割を分かち合ってまちを築き育てていく「協働都市」をめざし、平成14年5月に「札幌市都市経営基本方針」を策定し、さまざまな取り組みを進めているところです。

このようなことから、旧計画の成果を見つめ直し、残された課題や新たな課題を適切に把握することが必要と考えます。

そして、これからの時代に合った目的、目標を設定し、障害保健福祉施策を推進していくために旧計画を統合・再構築し、中・長期的展望に立った体系的な方向を明らかにするため計画を策定するものです。

## 重点課題

- ①市民、地域の障害に関する理解の促進
- ②施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- ③精神障害者社会復帰施策の総合的な取り組み

## 計画の基本理念

### 「共生・共感・共同」

- ①すべての市民が世代や性別、ハンディキャップのあるなしにかかわらず、ともに生きること（共生）を理解しあい、
  - ②ともに人生のすばらしさを感じ認め合いながら（共感）、
  - ③ともに社会の構成員として役割を担っていく（共同）
- 社会の構築をめざします。

## 計画の位置付け

「第4次札幌市長期総合計画」（平成12年1月策定。目標年次は平成32年）の部門別計画として、障害のある人の生活全般にかかわる施策を体系化し、基本的方向を示します。また、本市が別途策定する「高齢者保健福祉計画」、「地域福祉社会計画」、「特別支援教育基本計画」など諸計画との整合性を保ちながら、連携し推進していきます。

## 計画目的と目標

今回の計画策定を行うに至った社会環境などを踏まえ、基本理念の実現に向けて、「**地域で自立した生活をおくることができる共生社会の実現**」を目的とし、次の目標の実現をめざします。

### ①個人として尊重されるための地域社会への理解促進

障害の有無を超えて、それぞれの価値観を認め合い、相互に人権を尊重しながら、ともに生きるという意識の醸成が得られるよう、物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁などさまざまなバリアを取り除き、障害についての理解促進を図ります。

### ②市民、地域との連携と相互支援

札幌市を構成する市民・地域、事業者、そして行政がそれぞれの立場に応じた役割を担い、連携し、相互に支え合うことにより、障害のある人に対してさまざまな支援やサービスが身近な地域で提供され、地域の中で生活できるまちをめざします。

### ③社会的自立の実現に向けた支援

障害のある人が、持てる能力を十分に発揮し、地域社会へ積極的に参加できるよう促し、その実現に向け支援します。

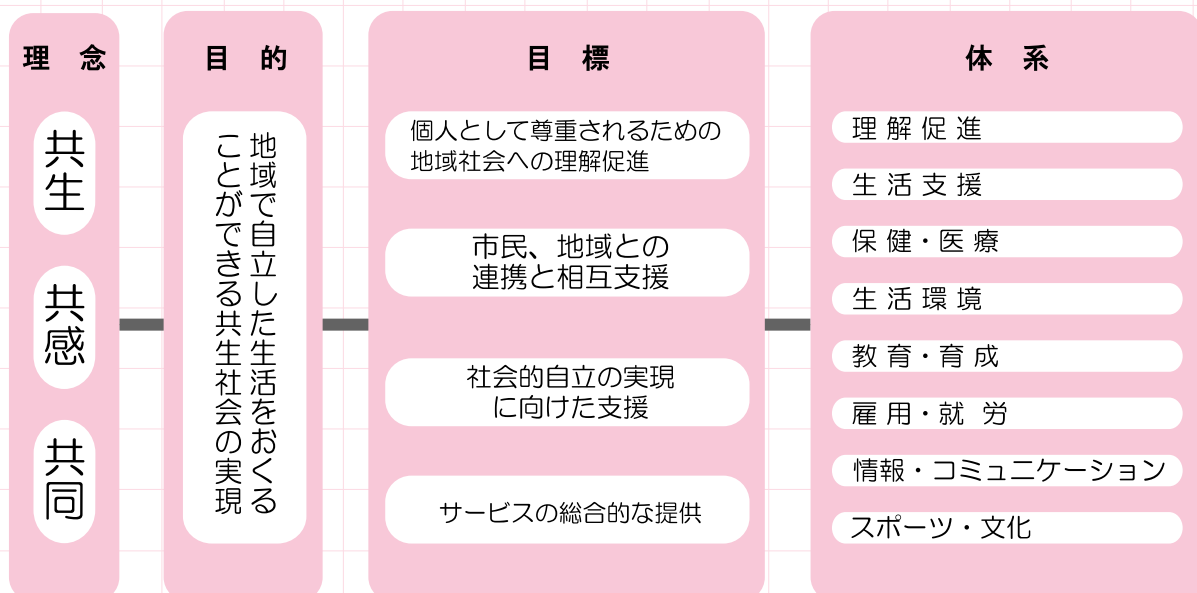
### ④サービスの総合的な提供

ニーズに応じた質の高い保健福祉サービスが、乳幼児期から高齢期まで、さまざまな供給者から総合的な視点で円滑かつ効果的に提供され、その情報が容易に得られる体制の確立をめざします。

また、民間、NPOなど市民団体によるノウハウを活用し、地域社会の資源（人材、事業、施設）を有効に活用するとともに、必要とされる事業の再構築を行います。

## 札幌市障害者保健福祉計画体系

次の八つの体系に分類し、相互に協調しあいながら計画目的、目標の実現をめざします。



# 各体系基本施策

## 1 理解促進

障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し支え合う社会の実現を図るため、障害についての理解を札幌市職員をはじめ札幌のまちを構成する市民に広めるとともに、市民の自主的な福祉活動を支援・推進し理解促進を図る。

### 広 報活動などの推進

- ・ 広報誌などによる理解促進
- ・ 各種行事の実施
- ・ 地域交流の支援

### 福 祉教育などの推進

- ・ 学校における福祉教育の推進
- ・ 社会教育などの充実

### 市 民活動団体などへの活動支援

### 公 共サービス従事者などの理解促進

### 当 事者自身の社会参加の促進

障害のある人の「自己選択」、「自己決定」を尊重するため、適切な情報提供やサービスの調整などを行い、地域の中で生活するために必要な支援を、本市をはじめとするまちを構成する市民、事業者、NPO法人、市民団体などが知恵を出し合い、役割分担を進めながら、ニーズにあったものへ再構築する。

## 2 生活支援

### 生 活支援体制などの整備

- ・ 支援費制度の円滑実施
- ・ 地域生活支援事業の整備推進と連携強化
- ・ 精神障害者社会復帰施策の推進

### 障 害特性などに応じた福祉サービスの推進

- ・ 在宅福祉サービス事業
- ・ 施設サービス事業
- ・ 在宅福祉サービスと施設サービスなどの役割分担
- ・ 札幌市社会福祉協議会との連携強化
- ・ 障害特性などに対応した施策の検討

### 情 報提供、相談体制の充実

- ・ 各種情報の適切な提供
- ・ 相談体制などの充実

### 福 祉用具などの研究開発支援

### 生 活安定のための支援

## 3 保健・医療

市民に対する体と心の健康づくりに関する意識醸成を促進するとともに、障害の原因となる疾病などの予防・治療に関する各種検査、相談、理解促進活動を充実する。

障害のある人に対する医療、リハビリテーションなどの充実を図り、地域生活を支援する。

### 健康づくりの推進

### 障害の予防対策の充実

- ・ 先天的障害予防対策の充実
- ・ 後天的障害予防対策の充実

### 早期発見、早期療育の充実

### 医療、リハビリテーションの充実

- ・ 医療関係施策の充実
- ・ リハビリテーション体制などの充実

### 精神保健、医療の充実

- ・ 精神保健の充実
- ・ 精神科医療の充実

障害のある人もない人もすべての人が、地域において安心して生活をおくることができ、また、自由・快適に利用・移動ができるよう、本市を構成するさまざまな人たちと、ユニバーサルデザインの考えに基づき、まちづくりを進める。

## 4 生活環境

### まちづくりの推進

- ・ 福祉のまちづくりの推進
- ・ 魅力あるまちづくりの推進
- ・ 公共交通と歩行空間におけるバリアフリーとユニバーサルデザインの推進

### 雪対策、安全対策の推進

- ・ 雪対策の推進
- ・ 安全対策の推進
- ・ 防火、防災対策の推進

### 住宅環境の整備

## 5 教育・育成

乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子どもの自立や社会参加に向け、一貫した相談支援体制の充実のため、療育、教育、医療、福祉関係機関などにおいて連携強化を図る。その子どもが居住する身近な地域において、一人ひとりのニーズに応じた支援を受け、「生きる力」の育成を図り、他の子どもたちとともに互いを認め合い、地域社会の中で充実した生活をおくることができるよう支援する。

### 早期療育の充実

- ・ 相談療育機関の連携強化
- ・ 早期発見、早期療育の充実
- ・ 子育て支援の推進
- ・ 幼児教育などの充実

### 学校教育の充実

- ・ 「特別支援教育基本計画」の推進

### 地域などでの活動支援

### 卒業後の支援

個々人の障害程度、障害特性などに留意し、求められる人材・能力や効果的な就労方法を、関係機関との連携を強化し検討するとともに、就業面と生活面の一体的な支援を進める。



## 雇用、就労の支援

- ・ 障害者雇用連絡会議など関係機関との連携強化
- ・ 障害者雇用への理解促進
- ・ 就業と生活の一体的支援
- ・ ITを活用した就労支援の研究
- ・ 資源選別センターなどにおける雇用の支援

## 福祉的就労の支援

- ・ 小規模通所授産施設・授産施設などの充実
- ・ 福祉工場の充実
- ・ 販路などの拡大に対する支援



地域での自立した生活を支援するため、障害特性に配慮し、福祉サービスをはじめとする各種情報の共有化と情報格差の是正を進め、コミュニケーション支援体制の推進を図る。

## 情報の共有化などの推進

- ・ 各種情報の適切な提供
- ・ 意見聴取など参加型手法の検討

## コミュニケーション支援体制の充実

- ・ 視聴覚障害者情報文化センターの整備
- ・ 通訳などの派遣の充実

## 情報バリアフリー化の推進

- ・ 情報のユニバーサルデザインに関する研究
- ・ ITなどを活用した支援

スポーツや文化活動を通じて、子どもや高齢者、障害のある人なども含めた各年齢層での交流機会の拡充と理解の促進を図り、意識上の障壁を解消するとともに、心豊かな地域生活を支援する。



## スポーツの支援

## 文化活動の支援

## 目標数値等

本計画期間においては、より一層厳しい行財政運営が予測されますが、重点課題を踏まえた目標数値などを設定し、既存事業の見直し・再構築、市民・事業者などとの協働の取り組みを進めながら、この計画の目的、目標の実現を図ります。なお、社会経済情勢などの変化により、必要がある場合には、見直しを行います。

事業名等	14年度末	24年度目標
当事者などが感じる市民理解度	平均 28.2%	50.0%
グループホーム（地域生活援助事業）知的障害	60 か所 (242 人)	260 か所 (1,042 人)
グループホーム（地域生活援助事業）精神障害	10 か所 (77 人)	60 か所 (377 人)
身体障害者デイサービス	10 か所 (150 人)	障害保健福祉圏域 ごとに円滑に利用 できるよう整備
知的障害者デイサービス	0 か所	
児童デイサービス	2 か所 (40 人)	
障害者生活支援事業（身体障害）	1 か所	
地域生活支援事業（知的障害）	2 か所	
障害児（者）地域療育等支援施設事業	2 か所	
地域生活支援センター	1 か所	
各区地域精神保健連絡協議会	2 区	10 区
精神障害者社会復帰施設（生活訓練施設）	2 か所 (40 人)	4 か所 (100 人)
精神障害者社会復帰施設（通所授産施設）	1 か所 (30 人)	4 か所 (120 人)
精神障害者社会復帰施設（福祉ホーム）	1 か所 (14 人)	4 か所 (74 人)

## 目標年次

この計画の目標年次は、平成 24 年度までの 10 年間としますが、社会・経済情勢などの変化により必要がある場合には、見直しを行います。

## 計画の推進

### 市民、事業者、行政の協働による計画の推進

計画目的である「地域で自立した生活をおくることができる共生社会の実現」のためには、札幌のまちを構成する市民、事業者、行政などによる協働の取り組みが必要です。

それぞれが主体となり、役割を果たし、本計画を推進していくことが重要です。

#### 【市民】

地域の中で安心して生活をおくるためには、障害の有無にかかわらず、地域を構成する者相互が、個性を尊重し支え合うとともに良好なコミュニケーションをとることが必要です。

このようなことから、視覚障害、聴覚障害、知的発達遅延などの障害特性や複雑化する現代社会のストレスなどが原因による「心の不健康」などを十分に理解することが求められます。

また、障害などへの偏見や哀れみの感情を抱き対等な交流ができないなどの「意識上の障壁」を取り除くことが重要と考えます。

#### 【当事者、家族】

地域において自立した生活をおくるためには、公助、共助、自助努力の相互支援により実現することが必要です。

地域で生活していくなかで、ハード面のバリアフリーを今後も進めていきますが、全ての物理的な障壁を取り除くことは現実的には困難です。

このようなことから、今後も、障害のある人自らが能力を最大限発揮し、より一層、積極的にまちへ繰り出し、多くの人と交流をしていくことが重要と考えます。

#### 【事業者・NPO法人など市民団体】

これまで行政が公共の大部分を担うという考え方により、各種施策が進められてきましたが、今後、施設や福祉サービス事業者、NPO法人などの市民団体などが持つ福祉に関するノウハウを、積極的に活用していくことが重要であると考えます。

そのためには、各事業主体において、社会的使命の重要性を十分に理解し、サービスの質の向上や事業内容の情報公開などに努めることが重要と考えます。

#### 【行政】

本計画を市民、事業者、行政の協働により推進するために、行政自らの役割を果たすため、市民、地域などに対して、これまでよりも積極的に障害についての理解促進のための施策を進める必要があると考えます。

また、障害保健福祉施策を推進していくうえで、保健福祉施策を取り巻くさまざまな方々の意見などの聴取に努めるとともに、多様化するニーズに対応していくため、必要に応じ既存事業の再構築を行います。

## 札幌市障害者保健福祉計画 一概要版一

発行：札幌市

編集：札幌市保健福祉局保健福祉部障害福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 (011) 211-2936 FAX (011) 218-5181

発行年月：平成15年(2003年)3月



さっぽろ市  
02-G04-02-955  
14-2-135